

厚生労働省告示第九十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二第十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の10の注二中「（）」を「（）」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同八中「（）」を「（）」に、「ロ」を「ハ」に改め、同八を同ニとし、同口中「（）」を「（）」に改め、同口を同八とし、同イ中「（）」を「（）」に改め、同イを同口とし、同注に注イとして次のように加える。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（） 1から9までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

別表第2の6の注二中「（）」を「（）」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同八中「（）」を「（）」に、「ロ」を「ハ」に改め、同八を同ニとし、同口中「（）」を「（）」に改め、同口を同八とし、同イ中「（）」を「（）」に改め、同イを同口とし、同注に注イとして次のように加える。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（） 1から5までにより算定した単位数の1000分の35に相当

する単位数